

# 令和6年度 使用小・中学校(特別支援学校の小・中学部を含む)用 教科用図書の採択基準

## 1 基本方針

- (1) 義務教育諸学校における教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- (2) 教科書の採択に当たっては、採択地区協議会委員、調査員等の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう配慮すること。とりわけ、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう特に留意すること。
- (3) 次の各項目を踏まえ、教科の主たる教材として最も適切な教科書を採択すること。
  - ・ 学習指導要領（平成29年3月告示）を踏まえ、「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」の実現につながるものであること。
  - ・ 当該採択権者の教育指導の方針や児童生徒の学力・学習状況、地域の実態に即したものであること。
  - ・ 障がいその他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものであること。
- (4) 教科書の内容や構成上の工夫等について、各教科書の違いが明瞭に分かるように綿密な調査研究を行うこと。
- (5) これまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教員のみによって決定されたりすることのないよう、採択地区協議会等において十分な審議を行うこと。
- (6) 教科書の採択が、教科の主たる教材として最も適切な教科書を採択するものであることを踏まえ、保護者や地域住民に対してその説明責任を果たすという観点から、採択地区協議会等における選定資料や議事録、採択権者においては採択結果及びその理由等、教科書採択に関する情報を積極的に公表すること。

## 2 採択に当たっての留意事項

- (1) 小学校用教科書について
  - ・ 全ての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができる。その際、「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に登載されているもののうちから採択すること。
- (2) 中学校用教科書について
  - ・ 令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができること。
- (3) 特別支援学校の小学部用教科書の採択について
  - ・ 全ての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができる。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和6年度使用）」に登載されている小学部用の教科書のうちから採択すること。ただし、下記（5）のとおり、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができること。
- (4) 特別支援学校の中学校用教科書の採択について
  - ・ 令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、下記（5）のとおり、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができること。

(5) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

- ・特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができる。その際、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。
- ・調査研究に当たっては、県教育委員会において作成する「一般図書選定資料〔特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用〕」を十分に活用し、教科書の採択に当たって、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

3 共同採択地区における採択地区協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項

採択地区協議会の設置・運営及び協議については、次に示すことに留意すること。また、単独採択地区における選定委員会等においても、次に示す内容を参考にすること。

(1) 設置

- ・最初の会の招集者は、各地区市町村教育委員会教育長会長とすること。
- ・各地区は、採択地区協議会を設置完了し次第、速やかに下記事項について県教育委員会に報告すること。
  - ① 採択地区協議会規約、設置・運営方針及び採択方針
  - ② 協議会について
    - ア 名称、目的、組織、構成
    - イ 委員の選出、委嘱の方法など
    - ウ 委員の名簿
    - エ その他

(2) 運営及び協議

- ① 採択地区内では、令和5年8月4日（金）までに種目ごとに同一の教科書を採択することについての協議を終えること。
- ② 市町村教育委員会は、採択地区協議会最終日の翌日から令和5年8月14日（月）までの期間中に採択を決議し、その旨を採択地区協議会に報告すること。
- ③ 採択地区協議会は、地区内の市町村教育委員会の採択決議が全て終了することにより、地区採択が完了したものとすること。
- ④ 市町村教育委員会は、採択地区の採択完了以後に、各学校へ採択結果を通知すること。
- ⑤ 保護者等の幅広い視点から教科書についての意見を聞くことができるよう、採択地区協議会の委員の構成や協議の進行の仕方等を工夫改善すること。
- ⑥ 協議の調わない場合に備え、再協議が可能な採択日程を設定するとともに、再協議の手続を明らかにし、各教育委員会の意見を踏まえ協議を尽くした上で決するなど、最終的な合意形成の方法をあらかじめ定めること。
- ⑦ 採択地区の設定、採択地区協議会の運営、調査研究や審議の在り方、採決までの流れ、静ひつな審議環境の確保と開かれた採択等について不断の見直しを行うこと。
- ⑧ 採択結果及びその理由をはじめとした教科書採択に関する情報を保護者や地域住民等が容易に得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。